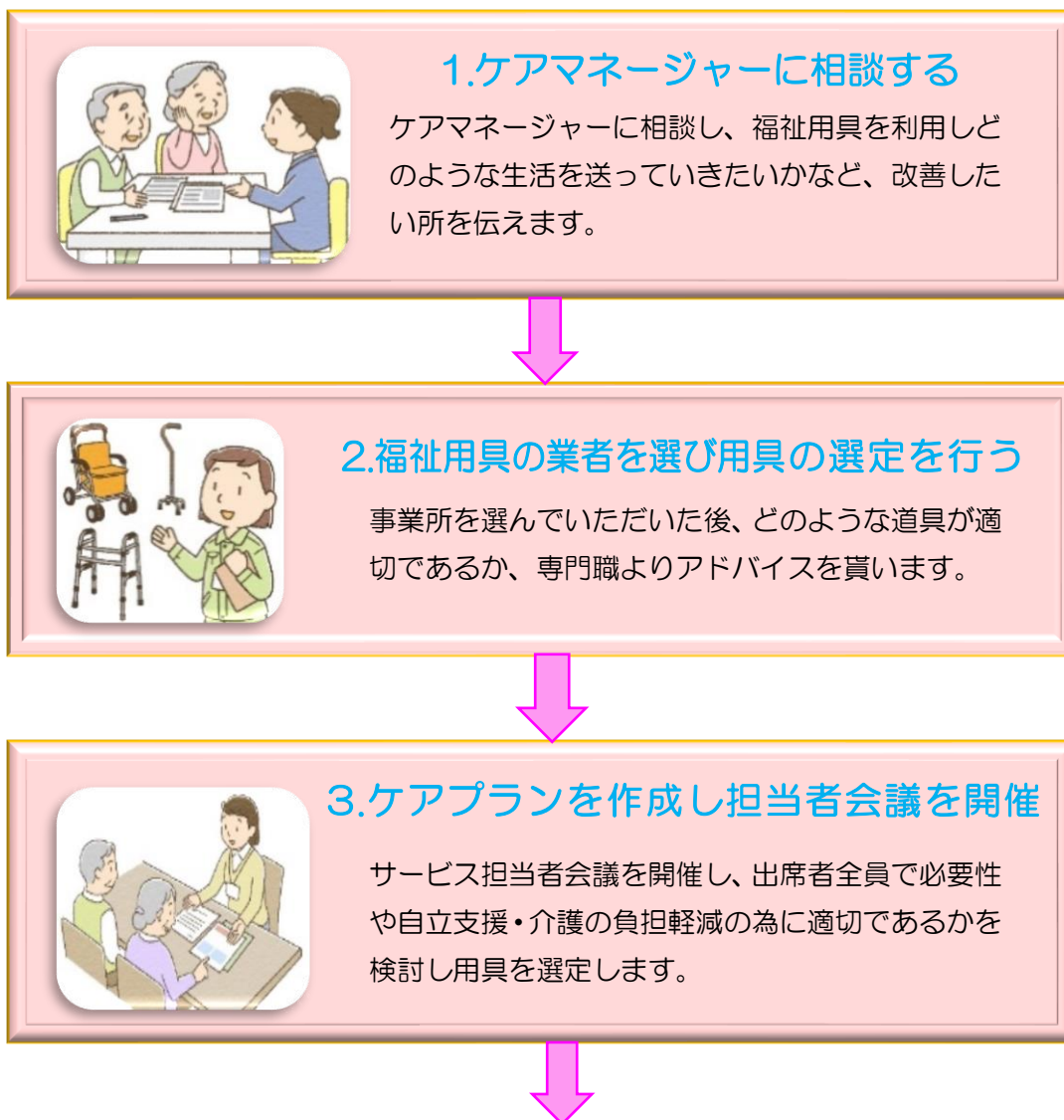




こんにちは、居宅介護支援事業所『ケアプランセンターなごみ』です。
今年も残りわずかとなりました。今年は暖冬と言われていますが、どんな冬になるのでしょうか。

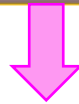
さて、今回は『福祉用具貸与』についてご紹介しましたが、今回は『**福祉用具貸与（レンタル）を開始するまでの流れ**』をご紹介します。





4. 利用開始

レンタルを受けた福祉用具の利用を開始します。利用中に不具合があればメンテナンスも可能です。



5. 定期モニタリング

利用開始後はケアマネージャーが定期的に訪問し、利用状況に変化が無いか分析し、変化があれば再検討を行います。

特定福祉用具貸与（レンタル）のポイント

- ① 特定福祉用具貸与を利用するには、介護認定を受ける必要があります。
- ② 介護度によって、レンタル出来る福祉用具に違いがあります。
- ③ レンタルにかかる個人負担はそれぞれで違います。（1割～3割）
- ④ 特定福祉用具貸与で使用する福祉用具は、県指定の事業所から行う事と決められています。

福祉用具貸与（レンタル）は、その時の身体の状態に合った用具が利用出来て、不要になれば返却出来ます。また、定期的にメンテナンスを受け、安心して使用できるというメリットがあります。



今年度は、ここまで4回に分け、『介護保険で利用できる福祉用具』や『住宅改修』についてご紹介して来ました。

2000年からスタートした介護保険は、介護を必要とする方が適切なサービスを受けられるように作られた制度で、本人の自立支援や介護する家族の負担軽減を目的に作られました。

この介護保険制度は一定期間ごとに改正され、サービス内容や利用手続・ルールも変化していきます。その為、利用されている方からは、「内容が複雑でわかりにくい」とのお声を頂く事もあります。



しかし、介護が必要になった状態の方やご家族にとって、介護保険制度は心強い味方です。分からない事や相談してみたい事がありましたら、お気軽にお住いの地域の地域包括支援センターや、居宅介護支援事業所にご相談ください。

～あともがき～

今回も最後まで読んでいただき、ありがとうございました。来年は辰年ですが、昔から辰年の一年は「成功と言う芽が成長し、姿を整えていく年になる」と言われているそうです。良い事の多い、縁起の良い一年になると良いなと思います。

何かと慌ただしい師走ですが、風邪に注意して良いお正月をお迎えください。

